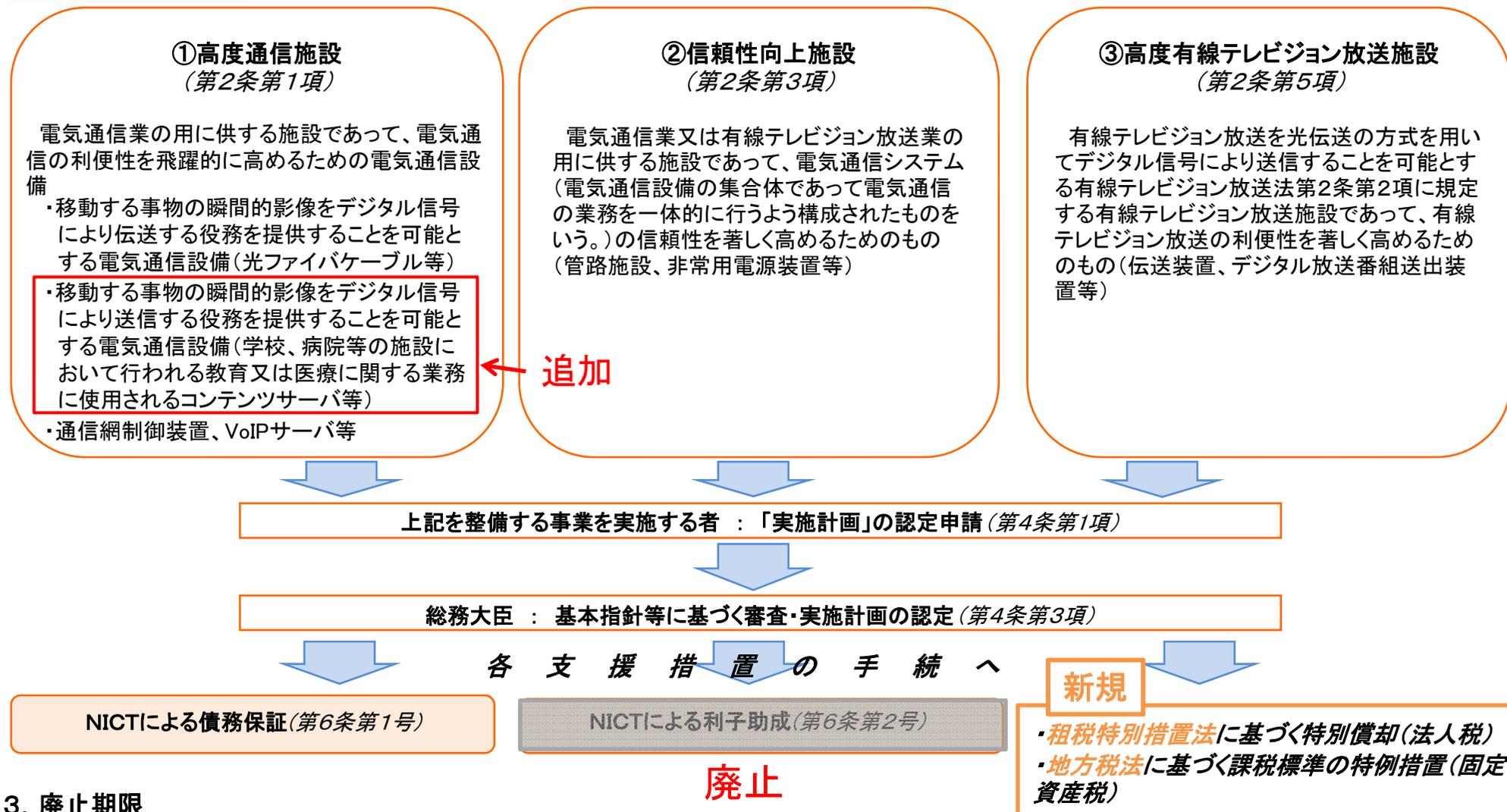


# 電気通信基盤充実臨時措置法の改正概要

## 1. 電気通信基盤充実臨時措置法(平成3年法律第27号、「基盤法」)の目的

この法律は、高度通信施設、信頼性向上施設及び高度有線テレビジョン放送施設の整備を促進する措置を講ずることにより、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図り、もって高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することを目的とする(第1条)。

## 2. 基盤法のスキーム



## 3. 廃止期限

平成23年5月31日



平成28年5月31日に延長